2013 年度海外制度調査

ベトナムにおける
加工食品の輸入制度

２０１４年３月

（２０１５年２月改訂）

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス情報サービス課
ハノイ事務所

目次

1. 加工食品に関する規制・手続き 1

1-1. 輸入を行うことができる者の要件 1

1-2. 自動輸入許可制 2

1-3. 輸入禁止品目 2

1-4. 検疫または検査手続き 2

1-5. 動物由来食品の製造施設登録 5

1-6. 植物由来食品の輸入規制 6

1-7. 自由販売証明書（CFS） 6

2. 食品のラベル表示規制 7

2-1. 表示言語 7

2-2. 表示記載内容 8

2-3. 商品名 9

2-4. 販売業者の名前・住所 9

2-5. 原料品名／成分表記 10

2-6. 栄養表記／カロリー表記 11

2-7. アレルゲン表記 11

2-8. 賞味期限/消費期限/製造日の表記 11

2-9. 容量の表記方法／内容量についての誤差の許容範囲 12

2-10. 表示位置／文字サイズ 14

2-11. ラベル表示義務の適用 14

2-12. その他の留意事項 15

3. 食品の包装に関する規制 16

3-1. 包装容器の素材に関する規格基準 16

3-2. 包装方法に関する規格基準 18

4. 食品添加物に関する規制 18

4-1. 食品添加物の使用規制 18

4-2. 認可食品添加物 18

5. 残留農薬に関する規制 19

6. その他の留意点・参考情報 20
6-1. 食中毒事故の防止および克服 20
6-2. 食用内臓肉（白物）の輸入 20
7. 関連法規 21
8. 問い合わせ先リスト 27
8-1. 関係官庁 27
8-2. 食品検査機関 30
8-3. 業界団体 31

1.　加工食品に関する規制・手続き

1-1.　輸入を行うことができる者の要件

外国から物品を輸入できる者の要件は、ベトナム企業と外資系企業で異なる。

A.　ベトナム企業の場合

ベトナム企業の活動事業内容に「輸入業」の記載は不要である（輸入、販売代理等に関する商法の施行に関する政令 No.187/2013/ND-CP）。 すなわち、すべてのベトナム企業は、特別な規制の対象物品を除き、別途輸入許可申請の必要なく商品を輸入できる。

B.　外資系企業

2009 年 1 月以降、WTO 加盟時の市場開放約束に従い、市場・消費者への直接流通が認められるようになった。ただし、外資企業が輸入・流通業務を行う場合は、当該業務を事業目的に含めた投資許可証の申請を行うか、既に発給された投資許可証の変更手続きを行う必要がある（外資企業の商品売買活動に関する政令 No.23/2007/ND-CP の施行細則通達 No.08/2013/TT-BTM）。

申請に必要な書類および条件は以下の通り（通達 No.08/2013/TT-BTM 第 10 条、11 条）。

＜必要書類＞

・投資ライセンス発給、または変更申請書

・輸入・流通業を行うための条件を満たす旨の説明書

・輸入業を行う投資家の財務的能力、および経験を証明する文書

・（投資許可証の変更の場合）過去 2 年間の法人所得税を納付している旨の税務当局による証明書

＜必要条件＞（政令 No.23/2007/ND-CP 第 4 条第 1 項）

・ベトナムが市場開放を約束する国際条約に加盟している国・地域の投資家であること

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

・投資形式はベトナムが批准する国際条約、並びにベトナムの法律に基づくこと

・商品、サービス内容は、ベトナムの市場開放の約束内容、並びにベトナムの法律に基づくこと

・活動範囲は、ベトナムの市場開放の約束範囲、並びにベトナムの法律に基づくこと

・上記の条件を満たしたうえで、管轄機関がライセンス発行に同意すること

これら必要書類を計画投資局に提出のうえ、書類審査後に結果が通知される。

1-2. 自動輸入許可制

2013 年 12 月現在、加工食品について、自動輸入許可制に基づく申請は必要ない。

2010 年以降、一部の加工食品について自動輸入許可制度が定められていたが、2012 年 9 月から同制度の適用は停止されている（特定商品の自動輸入許可制度に関する商工省通達 No.24/2010/TT-BCT、商工省通達 No.27/2012/TT-BCT）。

1-3. 輸入禁止品目

政令 No.187/2013/ND-CP 号に輸出入禁止品目が規定されているが、現時点で、加工食品では該当がない。

なお、過去に鳥インフルエンザや口蹄疫の発生により停止されていたベトナムへの日本からの牛肉、豚肉、家禽肉の輸入は、2013 年 12 月現在解除されている。ただし、根拠となる条文は見当たらないため、実際の輸出時は輸入者を通じて確認すること。手続きについて 1-5 を参照。ただし、2013 年 12 月現在、牛肉および豚肉については、手続上必要となる日本側の製造施設登録手続きが定まっておらず、日本からは輸出できない状態である。

1-4. 検疫または検査手続き

原則として、輸入される全ての食品、食材、食品添加物、食品加工助剤、食品包装用具、食品包装材、食品容器は、国による検査の対象となる。ただし、個人が持ち込む関税免除

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

の範囲内の自己消費用食品、外交官、領事官の手荷物に含まれる食品、一時輸入の食品、保税倉庫に保管される食品、試験用または研究用の検体食品は対象外である（政令No.38/2012/ND-CP第14条）。

これを受けて、保健省公布「衛生および安全性の検査が義務付けられるHSコード別輸入食品に関する決定No.818/QD-BYT」は、輸入検疫または検査が必要な13品目として以下を定め、その詳細について別表でHSコード毎に定めている。

検疫・検査対象13品目(決定No.818/QD-BYT)

（１）肉／魚の調製品

（２）動物性／植物性の油脂

（３）ミルクおよび各種乳製品

（４）砂糖および各種砂糖菓子

（５）カカオ、カカオ成分を含む各種調製品

（６）穀物／穀粉／でんぷん／ミルクからの調製品、ベーカリー製品

（７）コーヒー、茶、胡椒

（８）野菜／果物からの調製品

（９）調味料

（１０）飲料、アルコール飲料、食酢

（１１）食品包装材

（１２）機能性食品、健康保護商品

※機能性食品とは、人体器官の働きを補助するために使用される食品であって、栄養価を有し、疲労を回復し、病気に対する抵抗力を強化し、または病理学的危険を軽減するもの

（１３）食品添加物

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

これらの輸入については、商品到着5日前までに検疫登録をしなければならない。検疫登録に必要な書類・手続きは以下の通り（決定No.23/2007/QD-BYT第6条、第10条）。

＜必要書類＞

・検疫検査登録書

・該当する品質基準のコピー

・通関手続きのために必要な書類

・品質基準が公表されていない食品については、指定された検査機関または製造者による検査レポート

・その他、検査の簡略化を求めることができる場合にはその証憑

＜申請手順＞

・検査機関(保健省もしくは公共医療衛生院)に書類を提出(商品到着の5日前まで)

・検査機関は書類を審査後、検査予定方法を確認、検査日程を通知

・検査実施(種類・規格・包装・ラベル・数量・状態など)

・サンプル分析、基礎基準・ベトナム基準(TCVN)との比較後、結果を通知

※国家基準（TCVN）は食品ごとに詳細に設定されており、確認したい場合は有料でベトナム品質測量総局に直接連絡して入手する。

また、アルコール、ビール、清涼飲料水、乳製品、植物オイル、粉製品、澱粉製品、菓子・パン・ジャム、およびこれらの包装材を含む輸入製品・貨物については、商工省が所管する輸入食品の食品安全の検査に関する商工省通達No.28/2013/TT-BCTの適用を受ける。これらの輸入に際しては、以下の書類を提出して食品安全検査の申請を行う（商工省通達No.28/2013/TT-BCT第9条）。

＜必要書類＞

・輸入食品検査申請書

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

・保健省またはその委託機関が発行した食品安全に関する基準適合の受理書、または規定適合の認定書の公証付きコピー

・貨物輸入契約書および梱包明細書の公証付きコピー

・輸入者による証明付きの船荷証券（Bill of Lading：B/L）およびインボイスのコピー

1-5. 動物由来食品の製造施設登録

動物由来の食品には、上記とは別に「動物由来の食品に関する衛生と安全検査に関する通達 No.25/2010/TT-BNNPTNT（通達 No.51/2010/TT-BNNPTNT により一部改正）」の適用も受ける。同通達によって、輸入可能となる動物由来の食品には以下の要件がある（同通達第 5 条）。

① 食品衛生および安全の基準を満たすものとして、ベトナム当局が登録した製造者により製造されていること

② 輸出国の当局発行の、食品衛生および安全の基準を遵守している旨の証明書を取得していること

③ 通関時にベトナム当局が検査した物品であること

なお、日本で①および②の条件を満たすための手続きについては、それぞれ以下を参照。

A.水産動物およびその加工品

水産庁「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」[1]

ベトナムに水産品・同加工品を輸出する場合は、上記の取扱要領に従って製造施設等の登録及び証明書の発行に係る手続きを要する。新規登録は、水産庁で隔月（偶数月 15 日締切）受け付けている。ただし、ベトナム国内で取り扱われる水産食品の全量が、他国向けに再輸出される製品の原料となる場合、登録は不要とされる（参考：水産庁のホームページ[2]）。

[1] 水産庁　ベトナム向け輸出水産食品取扱要領（平成 24 年 8 月一部改正）
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/vietnam/
[2] 水産庁　ベトナム向け輸出水産物に関する施設の登録について
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/vietnumn_sisetsutourokunitsuite.html

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

B.　食鳥肉

厚生労働省「対ベトナム輸出食鳥肉」[3]

C.　牛肉および豚肉

2013年12月現在ベトナムに牛肉および豚肉を輸出するための日本側の製造施設登録手続が定まっていない。

1-6.　植物由来食品の輸入規制

ベトナムでの規制上、植物由来食品を輸入するには、事前に輸出国として認定された国からの輸入であること、および適切に包装または貯蔵され、かつラベル表示規制に従ったものであることが必要である（植物由来の輸入食品の衛生・安全に関する農業農村開発省通達No.13/2011/TT-BNNPTNT（農業農村開発省通達No.05/2013/TT-BNNPTNTにより一部改正）第5条1項）。日本は2013年12月16日付けで輸出可能国として正式に登録された[4]。これにより、以下の植物検疫上輸出可能な品目に関して、ベトナムへの輸出が可能となっている[5]。

・植物検疫上、ベトナムへの輸出が可能な品目

レタス（生鮮）、製茶（乾燥）、柿チップ（乾燥）、しめじ（生鮮）及びしいたけ（乾燥）

・植物検疫上、ベトナムへの輸出ができない品目

生鮮果実（りんご、かんきつ類、いちご、なし等）

1-7.　自由販売証明書（CFS）

保健省が管轄する、機能性食品・微量栄養素、補助食品・補助食品（supplementary food）・食品添加物・飲用水・ミネラルウォーターの輸入に当たっては、輸出国で発行された自由販売証明書CFS（Certificate of Free Sale：CFS）の提出が要求される（輸出および輸入品に適用されるCertificate of Free Saleに関する決定No.10/2010/QD-TTg）。

---

[3] 厚生労働省　輸出食肉認定制度　http://www.mhlw.go.jp/topics/haccp/other/yusyutu_syokuniku/

[4] http://www.nafiqad.gov.vn/a-news-events/lists-of-foreign-establishments-approved-for-export-to-vietnam/

[5] http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/seido/pdf/vietnam.pdf

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

日本での自由販売証明書の発行申請は、輸出者の住所を所管する地方厚生局に対して、輸出日から起算して地方厚生局の 10 開庁日前までに行う。手続きの詳細については、厚生労働省ウェブサイト**自由販売証明書発行要領**を参照。

2. 食品のラベル表示規制

食品に限定したラベル表示規制ではないが「商品表示に関する政令 No.89/2006/ND-CP」および「商品表示に関する施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN」（通達 No.14/2007/TT-BKHCN により一部変更）に国内で流通する商品および輸入品に対し、商品表示規制と食品表示に関する記載がある。ただし、包装がなく、消費者に直接販売される生鮮食品および加工食品はこの限りではない。

2-1. 表示言語

ベトナム語での表示が求められる（同政令第 9 条「商品表示に記載しなければならない内容は第 9 条第 4 項に規定される場合を除き、ベトナム語で記載されなければならない」）。

ベトナム語以外の外国語でも併記する場合、記載内容はベトナム語で記載される内容と一致していなければならず、ベトナム語で記載される文字の寸法を超えてはならない。また、規定内容がベトナム語で記載されていない、または記載内容が不十分な輸入品については、規定の内容をベトナム語で記載した付随表記が必要で、かつ商品の元表示は残さなければならない。

また、記載が義務付けられていない内容についてはベトナム語に翻訳する必要はないが、ベトナム語で記載された内容は元表示に記載された内容と一致していなければならない（施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN 第 1 章第 3 条）。

なお、同政令第 9 条第 4 項では、特定分野に限り、ベトナム語と異なるラテン文字言語で記載することが許可されている。

ラテン言語での記載が許可される場合(政令 No.89/2006/ND-CP)

---

[6] 厚生労働省　自由販売証明書の発行について
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yusyutu/jiyuuhanbai/

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

a. ベトナム語の名称がない、人体用医薬品の国際名または学名

b. 化学式もしくは構造式を含む化学物質の国際名または学名

c. ベトナム語に翻訳できない、または翻訳しても意味をもたない商品の構成成分、または成分量の国際名または学名

d. 商品を生産または生産委託する外国企業の企業名および住所

2-2. 表示記載内容

全商品共通項目（政令 No.89/2006/ND-CP」第 2 章第 11 条）

① 品名

② 商品に対して責任を有する組織および個人の名称・住所

③ 商品の原産地

また、商品の性質に従い、同政令第 12 条もしくはその他の関連法に規定される内容を記載する必要があり、50 種類の商品について記載すべき内容を個別に定めている（同令第 11 条第 2 項）。

うち食品関係では第 1～4 項、6 項が該当する。

ラベル記載義務事項(政令 No.89/2006/ND-CP)

・第 1 項（食糧）：容量、製造日、賞味期限

・第 2 項（食料品）：容量、製造日、賞味期限、構成成分および成分量、衛生および安全性についての情報または警告、使用方法および保管方法

・第 3 項（アルコールを除く飲料）：容量、製造日、賞味期限、構成成分および成分量、衛生および安全性についての情報または警告、使用方法および保管方法

・第 4 項（アルコール飲料）：容量、エタノール含量、保管方法(ワインのみ)

・第 6 項（食品添加物）：容量、製造日、賞味期限、成分量、使用方法および保管方法

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

なお、複数の項に分類できる場合も、より妥当な機能または用途種類に分類する（施行細則通達No.9/2007/TT-BKHCN第2章第1条の補足）。

例えばオレンジジュースは「食料品」ではなく「飲料」に分類される。

2-3. 商品名

商品名は商品の本質および効用を誤解させるものであってはならず、構成成分の名称が商品名または商品名の一部として使われる場合は、政令No.89/2006/ND-CP第18条第4項に規定される場合を除き、その構成成分の量を記載する必要がある。

例えば「カルシウムの含有量が高い」という文章が記載されている場合、カルシウムの含有量を記載しなければならない(施行細則通達No.9/2007/TT-BKHCN第2章第6条の補足)。

2-4. 販売業者の名前・住所

商品に対して責任を有する組織および個人の名称・住所は、以下の各規定に従い記載する（政令No.89/2006/ND-CP第14条）。

商品に対して責任を有する組織および個人の名称・住所(政令No.89/2006/ND-CP)

・第1項（商品が国内で生産される場合）

＝当該商品を生産する組織および個人の名称、生産施設の住所を記載する

・第2項（商品がベトナムで流通させる目的で輸入される場合）

＝当該商品を生産する組織および個人の名称、住所、並びに輸入する組織および個人の名称、住所を記載する

・第3項（外国企業の販売代理店を直接行う組織および個人によって輸入される場合）

＝当該商品を生産する組織および個人の名称、住所、並びにその商品の販売を代理する組織および個人の名称、住所を記載する

・第4項（商品の独占販売権が委任・許可されている場合）

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

＝前 3 項に規定される事項の他、独占販売権を委任した、または許可した組織および個人の名称、住所を記載する

2-5. 原料品名／成分表記

政令 No.89/2006/ND-CP 第 18 条に、構成成分および成分量の記載について規定がある。「構成成分を記載する」とは、添加物その他の商品を生産するために使用され、形態が変化しても最終製品に存在する原料の名称を記載することを意味し、商品への注目を集める目的で構成成分の名称を記載する場合には、当該構成成分の成分量を記載しなければならない(同条第 1 項)。

また、「成分量を記載する」とは、構成成分とともにそれぞれの構成成分の量も記載することを意味し、記載される成分量は、商品の性質または状態により、商品の単位重量または総重量に対する成分重量、体積に対する成分重量、体積に対する成分体積、成分重量の百分比または成分体積の百分比のいずれか一つとする(同条第 2 項)。

例えば、牛肉ソーセージでは「牛肉ソーセージ（牛肉 30%）」と商品名に続いて牛肉の定量を記入するか、構成成分の内容表示に牛肉 30%等と記載しなければならない（施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN 第 2 章第 2 条の補足）。

食品には成分量が多い順に、構成成分を記載しなければならない（政令 No.89/2006/ND-CP 第 18 条第 3 項）。

添加物が含まれる場合、添加物のグループ名称、添加物の名称、国際コード(ある場合)を記載しなければならない。添加物が香料・甘味料・着色料である場合、上記に加えて天然物質または合成物質のいずれであるかを記載しなければならない。

ただし、同政令付表Ⅲに定められた場合については、同付表に定められた特別な方法で商品の構成成分・成分量を記載することが必要となる。

付表Ⅲ：商品の構成成分・成分量その他の記載方法に関する規定(政令 No.89/2006/ND-CP)のうち、加工食品に関連する部分

a. 食品―水産品(食品添加物もしくはその他の原料が添加された場合)

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

食品添加物、またはその他の原料の成分量も記載する

b. 食品添加物―2つ以上の成分が同じ包装に入っている食品添加物の場合

包装内の成分の比重が多い順に記載する

2-6. 栄養表記／カロリー表記

現時点では一般の食品に対する栄養表記／カロリー表記に関する規定はない。

ただし例外として、医療用栄養食品、妊婦や36ヵ月未満の幼児用の栄養補助食品などには、対象とする栄養需要レベルに関する表示が必要（政令No.38/2012/ND-CP第18条）。

2-7. アレルゲン表記

人体・動物または環境に対して、アレルギーを及ぼす可能性のある物質のリストに記載された保存料を、規定量以上含む物質を使った加工食品の場合、当該構成成分と保存料の名称を表示する必要がある（政令No.89/2006/ND-CP第19条第3項）。

また別途、商品の衛生および安全性についての情報や警告の表示が必要になる場合があり、食品添加物の成分を表示する場合は「Dung cho thuc pham(食品用)」と記載する（同第19条5項、付表IV）。

なお、情報または警告表示は、文字、画像、国際慣例または関連規定に基づく記号等で記載しなければならない（施行細則通達No.9/2007/TT-BKHCN第2章第7条「衛生および安全性についての情報または警告」の補足）。

2-8. 賞味期限/消費期限/製造日の表記

2-2に記載の通り、商品の性質に応じて、製造日、消費期限、または賞味期限を記載する必要が生じる。それぞれの定義は以下のとおり。

A.消費期限

その時点を過ぎて、商品が流通してはならない時点（同政令第3条第10項）

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

B.賞味期限

その時点を過ぎて、商品の本来の品質または使用価値が保証できなくなる時点（同政令第3条第11項）

商品の製造日、消費期限および賞味期限は、陽暦の日、月、年の順で記載しなければならない(日本とは記載順が逆となる)。年月日を示す数字は2桁で記載するが、年を示す数字は4桁で記載することもできる。同一時点の年月日を示す数字は同一の行で記載しなければならない（同政令第16条）。

施行細則通達No.9/2007/TT-BKHCN第2章第5条では、製造日はNSX(Ngay San Xuat)、消費期限はHSD(Han Su Dung)、賞味期限はHBQ(Han Bao Quan)という略称を表示において使用することが規定されている。

例）製造日が2010年3月1日、消費期限が2011年2月28日の場合

「NSX：010310、HSD：280211」「NSX：01032010、HSD：28022011」「NSX：01/03/10、HSD：28/02/11」「NSX：010310、HSD：12 month（またはNSX以降12ヶ月）」のいずれかで明記する。

これら略字を年月日数字と共に記載できない場合、および製造日または消費期限が外国語で記載されている場合には、表示の中で補足しなければならない。

なお、消費期限は、最終消費期限または推奨消費期限として示すことができる。

このうち、最終消費期限を示す場合には、上記のようにHSDを用いて表示する。これに対して、推奨消費期限で表示する場合「～までに使用するのが最良である（Sử dụng tốt nhất trước...）」と完全に記載し、その後に記載する日付の記載方法は、上記の方法によらなければならない。

2-9.　容量の表記方法／内容量についての誤差の許容範囲

政令No.89/2006/ND-CP第2章第15条では、商品の容量の表記について規定している。測定単位で表記される商品については、測定単位に関するベトナムの法律規定に従い、グラム法、リットル法、メートル法で記載しなければならない。また、その他記載方法については、施行細則通達No.9/2007/TT-BKHCN第2章第4条で細かく補足されている。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

個数で分量される商品は自然数を記載する。一つの包装に複数の商品が入っている場合は、各商品の容量および商品の総量、または各商品の容量および商品の個数を記載しなければならない。なお、容量の記載方法は同政令付表Ⅰにて規定されており、食品に関する規定は以下の通りである。

付表Ⅰ：商品の容量の記載方法に関する規定(政令 No.89/2006/ND-CP)

No	商品の状態、形状または種類	記載方法
1	固体または気体の商品	正味重量
	固体と液体とを混合した商品	混合物の正味重量および固体の重量
	圧縮気体の商品	圧縮気体の正味重量および容器の正味重量(または圧縮気体の正味重量および圧縮気体＋容器の総重量)
2	ペースト状の商品	20℃での正味重量または実体積
	スプレー缶に入っているペースト状の商品	ペースト状の物およびスプレー缶の正味重量
3	液体の商品	20℃での実体積
	スプレー缶に入っている液体状の商品	液体の物およびスプレー缶の 20℃での実体積

なお、内容量の誤差の許容範囲は特に明記されていないが、政令 No.89/2006/ND-CP 第 10 条「商品表示の記載責任」にて、「付随表示を含む商品表示の記載内容は、真正、明確、正確であって、商品の品質を正しく表していなければならない」とあり、記載責任に基づき表示に誤差があった場合、「商品売買における違反行為に対する行政処分についての政令 No.06/2008/ND-CP」第 23 条（政令 No. 112/2010/ND-CP 第 1 条第 14 号により改正）に従い処罰を受ける可能性がある。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

2-10. 表示位置／文字サイズ

商品表示は、商品または商品包装の、商品の部分を分解することなく、規定された表示内容のすべてを容易に認識できる位置に付けなければならない。また、外装を開けてはならない、または開けることができない場合には、規定内容表示が外装に表示されていなければならない（政令 No.89/2006/ND-CP 第 6 条）。

規定内容のすべてを表示できない場合でも、商品の名称、商品に対して責任を有する組織または個人の名称、商品の量、製造日、消費期限、および商品の原産地は少なくとも記載されている必要がある。その他の必要な表示内容は商品に添付された書類に記載する必要があり、当該内容が記載された場所について示されていなければならない。

商品表示の記載に責任を有する組織および個人は自ら商品表示の寸法を決めることができる。ただし、商品に記載しなければならない内容すべてが記載され、その内容を目視で容易に認識できることを確保しなければならない（同政令第 7 条）。

表示の文字・数字・図・画像・マークおよび記号は明確でなければならず、規定記載内容については、文字または数字の色が商品表示の背景色と対照的でなければならない（同政令第 8 条）。

2-11. ラベル表示義務の適用

付随表示を含む表示の記載内容は、真正、明確、正確であって、商品の品質を正しく表していなければならない（政令 No.89/2006/ND-CP 第 10 条）。国内流通のための商品がベトナムで生産・組立・加工または包装される場合には、商品を生産する組織および個人は、表示の記載に対して責任を負わなければならない。また、ベトナムに輸入された商品の元表示が同政令の規定を満たしていない場合には、輸入した組織および個人は、元表示を残したまま、商品を流通させる前に付随表示を記載しなければならない（同政令第 9 条第 3 項(「2-1.表示言語」参照)）。

商品を輸入する組織および個人が、契約等で外国の生産者その他の組織に対して輸入商品の表示記載を委託した場合であっても、ベトナム流通時の商品表示の記載責任は「輸入者」（輸入する組織および個人）が負う（施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN 第 1 章第 4 条「商品表示の責任」）。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

2-12. その他の留意事項

（１）放射線照射食品

ベトナム国内で流通させる放射線照射食品については、食品安全法（法律第 55/2010/QH12）に基づき、ベトナム語で「Thuc pham da qua chieu xa」（放射線照射食品）と表示され（第 44 条第 2 項ｃ号）、かつ政府の規定に従い、食品衛生および安全性に関する証明書を取得しなければならない（第 38 条第 2 項）。

（２）遺伝子組換え食品

遺伝子組み換え食品については、ベトナム語で「Thuc pham bien doi gen」（遺伝子組み換え食品）という表示を添付しなければならない（食品安全法第 44 条第 2 項ｄ号）。

（３）機能性食品

保健省公布「機能性食品の製品管理に関する通達 No.08/2004/TT-BYT」では、人体器官の働きを補助するために使用される食品であって、栄養価を有し、疲労を回復し、病気に対する抵抗力を強化し、または病理学的危険を軽減するもの（微量栄養素補助食品[7]、補助食品、保健用食品、薬用栄養食品）を「機能性食品」と定義している。

このような機能性食品についても、ベトナム語で「thuc pham chuc nang」（機能性食品）という表示を添付しなければならず、治療薬の代替としての効果を表示してはならない（食品安全法第 44 条第 2 項ａ号）。

また、同通達第 2 章第 3 条では、機能性食品の表示内容は、その他の食品同様、表示方法に関する規定に適合し、かつ次の各号に掲げる条件を満たさなければならないと規定している。

[7] 微量栄養素補助食品とは、商品に表示される微量栄養素のうち、少なくとも１つのビタミン、またはミネラルの１日当りの摂取量の値が、栄養素摂取基準値 RI-2002(Recommended Nutrient Intakes)に規定された値の 3 倍を超える食品をいう。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

機能性食品の表示条件(通達 No.08/2004/TT-BYT)

a.特殊目的を有する食品の場合、補助食品、保健用食品、機能性食品、ダイエット食品、薬用栄養食品その他の商品の種類の名称、使用対象、商品の効果、適切な摂取量、使用禁止対象、使用上の注意、副作用(ある場合)を取扱説明書に記載する。

b.生物学的活性物質含有食品（注）の場合は、「本食品は、医薬品には該当しないものであり、治療薬を代用する効果を有すものではない」と表示、または付随表示に記載する。

（注）生物学的活性物質含有食品とは

人体器官の働きを補助し、病気に対する抵抗力を強化、または病理学的危険を軽減できる機能を有する食品のこと。

c.機能性食品の表示に、特定の病気の治療に効果がある、または医療品もしくは薬品を代替する食品であると表示してはならない。

3. 食品の包装に関する規制

3-1. 包装容器の素材に関する規格基準

保健省公布「食品中に含まれるワクチンや化学物質の最大許容量に関する決定 No.46/2007/QD-BYT」第 4 章では、素材・容器から食品へ移行する重金属の最大許容量(ML 値: Maximum Level)について、その容器の大きさや形状・素材によって各々詳細を規定している。

容器・素材から食品へ移行する重金属の ML 値(決定 No.46/2007/QD-BYT)

第 1 項：セラミック・ガラス容器から食品へ移行する重金属(鉛・カドミウム)の ML 値

第 2 項：深さのあるガラス容器から食品へ移行する重金属(鉛・カドミウム)の ML 値

第 3 項：缶詰用合金から食品へ移行する重金属(鉛、ヒ素、カドミウム、フェノール、ホルムアルデヒド、エピクロロヒドリン、塩化ビニル)の ML 値

第 4 項：一般プラスチックから食品へ移行する物質(ゴム全般、ホルムアルデヒド、ナイロン、ポリメチルペンテン、ポリカーボナイト、ナイロン、ポリビニルアルコール、

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

ポリスチレン、ポリ塩化ビニルデン、ポリメチルメタクリレート)の ML 値と検査指標

第 5 項：食品と接する道具および洗剤容器から食品へ移動する物質（ヒ素、鉛、メタノール、保健省の許可リストにおける添加質、生分解性）。

第 6 項：食品保管器・容器(セラミック・ガラス容器を除く)から食品へ移行する重金属(アンチモン、ヒ素、カドミウム、鉛)の ML 値

その他、保健省公布「プラスチックの食品包装に関する決定 No.3339/2001/QD-BYT」第 2～4 条では、上記の「第 4 項：一般プラスチックから食品へ移行する物質」とは別途、プラスチックの食品包装基準詳細を規定している。

プラスチックの食品包装基準詳細(決定 No.3339/2001/QD-BYT)

a.共通基準(包装面積に対する ML 値基準)

b.モノマー(重合体を構成する基本単位物質)とイニシエーター(遺伝子に異常を起こしガンを誘発する可能性のある物質)基準(安全に使用可能な ML 値)

c.添加物基準（食品包装に用いる原料の添加物基準

TCVN6514-8:1999(AS2070-8:1992E)で規定されており、詳細はベトナム品質測量総局に問い合わせる必要がある)

d.着色剤基準(食品包装に用いる原料の添加物基準

TCVN6514-6:1999(AS2070-9:1992E)で規定されており、詳細はベトナム品質測量総局に問い合わせる必要がある)

e.ポリエチレンとポリプロピレン基準

f.ポリエチレンテレフタル基準

g.ポリビニルクロラール基準

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

3-2. 包装方法に関する規格基準

食品の包装および容器は、安全な原料から作られ、食品を汚染、異臭および味の変化から保護し、消費期限まで食品の性質を維持しなければならない。また、包装は、保健省の大臣が規定した技術的基準に満たし、食品の包装・容器および道具に関する規定に従わなければならない。さらに、流通の前に、当局に対し、規制に従っている旨を登録しなければならない[8]（食品安全法第 18 条）。具体的な規格は、プラスチック製の容器につては QCVN 12-1:2011/BYT、ゴム製の容器については QCVN 12-2:2011/BYT、金属製の容器については QCVN 12-3:2011/BYT に定められている。

4. 食品添加物に関する規制

4-1. 食品添加物の使用規制

食品添加物については、食品安全法第 17 条において、食品添付物および食品加工助剤は以下の条件を満たさなければならない旨が定められている。

- 技術的基準(QCVN 4-18, 4-19, 4-20, 4-21, 4-22, 4-23:2011 /BYT 等)を満たし、法律の規定に従っていること。
- それぞれの食品のラベルまたは添付資料には、ベトナム語または製造地の言語で適正使用方法を明記してあること。
- 保健省の大臣からの食品の製造・運営における使用認可を受けた食品添付物・食品加工助剤のリストに記載されたものであること。
- 流通の前に、当局に対して規制に従っている旨を登録してあること[9]。

4-2. 認可食品添加物

上記条件のうち、3 つ目のリストは、「食品添加物の管理についての保健省通達 No.27/2012/TT-BYT」第 3 条、付表Ⅰに、使用が認められる食品添加物 400 種類が明記され

[8] 当該登録の手続については、食品安全法の細則を定める政令 36/2012/ND-CP 号第 2 章に定められている。

[9] 当該登録の手続については、食品安全法の細則を定める政令 36/2012/ND-CP 号第 2 章に定められている。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

ている。また、同通達の付表 II では、各食品に対する使用最大許容量(ML 値)について、添加物の CAC が定めた国際番号付与体系の INS（International Numbering System)、ベトナム語・英語のアルファベット順に記載されている。

つまり、同通達に記載されていない食品添加物は使用・販売・輸出入が認められていない。使用が認められていない食品添加物の輸入、もしくは食品から発見された場合、法律により処分される。

5. 残留農薬に関する規制

基本的に国際 Codex 基準に基づく保健省公布「食品に含まれるワクチンや化学物質の最大許容量に関する決定 No.46/2007/QD-BYT」（保健省の通達 No.24/2013/TT-BYT により一部改正）にて、食品中の残留が許容される（１）動物用医薬品、（２）有毒菌類、（３）重金属、（４）微生物、（５）植物保護のための薬品(以下、農薬)について、対象品目ごとに最大許容量が定められている。

（１)動物用医薬品の残留については､通達 No.24/2013/TT-BYT 第 4 条に 59 種類について、英語のアルファベット順に動物の種類および部位(肉・脂身・肝臓・腎臓等)別にそれぞれ MRL 値(Maximum Residue Level)が記載されている。

（２)有毒菌類については､同 3 章に 9 種類(アフラトキシン B1､アフラトキシン B1B2G1G2、オクラトキシン A、パツリン、デオキシニバレノール、ゼアラレノン、フモニシン、アフラトキシン M1：主にカビ毒)、

（３）重金属は同 5 章に 8 種類（アンチモン、ヒ素、カドミウム、鉛、水銀、すず、銅、亜鉛）について、対象品目ごとに ML 値が記載されている。

（４）微生物については、同 6 章にてそれぞれ対象とする食品 12 種類（ミルクおよび乳製品、肉および肉からの調製品、魚および水産品、卵および卵からの調製品、穀類および穀類からの調製品、青果および青果からの調製品、飲料、調味料、育児食品、アイスおよび氷、缶詰、油脂）について、対象品目ごとに、微生物名と指定容量あたりの最大許容量が記載されている。

（５）農薬については、同 8 章 1 節に 178 種類、それぞれ対象とする食品、ADI 値、MRL 値について、農薬名アルファベット順に記載されている。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

以上の政令・通達で記載されていない動物用医薬品、有毒菌類、重金属、微生物、農薬の残留は認められていない。残留が認められない、もしくは残留許容量を超えた物質が食品から発見された場合、法律に従って処分される。

6. その他の留意点・参考情報

6-1. 食中毒事故の防止および克服

食品安全法では、組織または個人が、食中毒事故に関する兆候を発見した場合、最寄りの人民委員会、医療機関または担当国家機関への通知義務を規定している（第52条）。また、食品の製造者は、食品の安全性を保護するための基準を従い、食品の製造過程で通常の検査を行い、消費者および担当機関に明確な情報を提供し、安全でない食品を回収する責任を負う（第7条第2項）。また、食品流通業者も、取り扱う食品のリスクについての情報を提供し、危険な食品が発見された場合には直ちに流通を停止し、食中毒事故が発生した場合には当局の調査に協力すべき義務を負う（第8条第2項）。

6-2. 食用内臓肉（白物）の輸入

2009年に食品安全衛生条件を満たしておらず、細菌に汚染された、もしくは賞味期限を記載していない食用の動物の内臓の輸入品が多数発見されたことを受け、2010年に食用の動物の内臓（白物部分）の輸入は一旦禁止された。しかし、輸入の禁止はWTO協定の違反に当たるとの批判を受けたため、2013年9月01日付の農業・農村開発省のオフィシャルレターNo.2408/BNN-TY号では、輸入禁止が解除された。ただし、白物内臓の輸入は、Hai Phong、Ho Chi Minh、Da Nangの各港の入国地点を通してのみ輸入が可能とされ、慎重に検査がなされる旨が規定されている。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

7. 関連法規

i. 輸入、販売代理等に関する商法の施行に関する政令 No.187/2013/ND-CP 号

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuat/ViewDetails.aspx?ID=7089

ii. 企業の輸入権に関する政令 No.12/2006/ND-CP

英訳：

http://www.customs.gov.vn/Lists/EnglishDocuments/ViewDetails.aspx?language=en-US&ID=863

ベトナム語原文：

http://www.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=16803

iii. 外資企業の商品売買活動に関する政令 No.23/2007/ND-CP の施行細則通達 No.08/2013/TT-BTM

英訳：

http://www.itpc.gov.vn/investors/how_to_invest/law/Circular_No.08_2013_BCT/mldocument_view/?set_language=en

ベトナム語原文：

http://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuat/ViewDetails.aspx?List=b83d2062%2D3090%2D4797%2Daf61%2D7498eff47f51&ID=6779&Web=c00daeed%2D988b%2D468d%2Db27c%2D717ca31ae3ff

iv. 外資企業の商品売買活動に関する政令 No.23/2007/ND-CP

英訳：http://www.itpc.gov.vn/investors/how_to_invest/law/2008-09-25.783532/view

ベトナム語原文：

http://www.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14677

v. 特定商品の自動輸入許可制度に関する商工省通達 No.24/2010/TT-BCT

英訳：http://www.haiquanbinhduong.gov.vn/en/vanban/TT24BCT2010.doc

ベトナム語原文：

http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=96239

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

vi. 自動輸入許可制度の停止に関する商工省通達 No.27/2012/TT-BCT

英訳：

http://www.customs.gov.vn/Lists/EnglishDocuments/ViewDetails.aspx?ID=1187&language=en-US

ベトナム語原文：

http://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuat/ViewDetails.aspx?List=b83d2062%2D3090%2D4797%2Daf61%2D7498eff47f51&ID=6481&Web=c00daeed%2D988b%2D468d%2Db27c%2D717ca31ae3ff

vii. 食品安全法の施行に関する政令 No.38/2012/ND-CP

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=158155

viii. 衛生および安全性の検査が義務付けられる HS コード別輸入食品に関する決定 No.818/QD-BYT

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://vfa.gov.vn/van-ban-phap-luat/quyet-dinh-818qd-byt-cua-bo-y-te-ve-viec-ban-hanh-danh-muc-hang-hoa-nhap-khau-phai-kiem-tra-ve-ve-sinh-an-toan-thuc-pham-theo-ma-so-hs-83.vfa

ix. 輸入食品の品質、衛生、安全に関する政府による検査に関する保健省決定 No.23/2007/QD-BYT

英訳：

http://moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=3942

ベトナム語原文：

http://www.dncustoms.gov.vn/Data/Cv_BYT/23_QD_BYT_29_03_2007.htm

x. 商工省が所管する輸入食品の食品安全の検査に関する商工省通達 No.28/2013/TT-BCT

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://www.moit.gov.vn/vn/pages/VanBanDieuHanh.aspx?TypeVB=0&vID=13587

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

xi. 動物由来の食品に関する衛生と安全検査に関する通達 No.25/2010/TT-BNNPTNT（改正前）

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=25968

xii. 通達 No.25/2010/TT-BNNPTNT の改正通達 No.51/2010/TT-BNNPTNT

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=98683

xiii. 植物由来の輸入食品の衛生・安全に関する農業農村開発省通達 No.13/2011/TT-BNNPTNT（改正前）

英訳：

http://www.nafiqad.gov.vn/b-legal-documents/circular-guiding-on-the-food-safety-control-for-imported-foodstuffs-of-plant-origin/

ベトナム語原文：

http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=26498

xiv. 通達 No.13/2011/TT-BNNPTNT の改正農業農村開発省通達 No.05/2013/TT-BNNPTNT

英訳：

http://www.nafiqad.gov.vn/b-legal-documents/circular-amending-some-articles-of-the-circular-13-2011-tt-bnnptnt-of-march-16-2011-guiding-on-the-food-safety-control-for-imported-foodstuff-of-plant-origin

ベトナム語原文：

http://www.moit.gov.vn/vn/pages/VanBanDieuHanh.aspx?TypeVB=1&vID=12975

xv. 輸出および輸入品に適用される Certificate of Free Sale に関する決定 No.10/2010/QD-TTg

英訳：

http://www.customs.gov.vn/Lists/EnglishDocuments/ViewDetails.aspx?language=en-US&ID=1159

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

ベトナム語原文：

http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=25043

xvi. 商品表示に関する政令 No.89/2006/ND-CP

英訳：

http://www.customs.gov.vn/Lists/EnglishDocuments/ViewDetails.aspx?language=en-US&ID=915

ベトナム語原文：

http://www.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=15371

xvii. 商品表示に関する施行細則通達 No.9/2007/TT-BKHCN（改正前）

英訳：

http://www.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=3970

ベトナム語原文：

http://www.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14473

xviii. 通達 No.9/2007/TT-BKHCN の改正通達 No.14/2007/TT-BKHCN

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://www.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=13726

xix. 商品売買における違反行為に対する行政処分についての政令 No.06/2008/ND-CP（改正前）

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode=detail&document_id=55735

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

xx.　政令 No.06/2008/ND-CP の改正政令 No.112/2010/ND-CP

英訳：

http://www.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=10570

ベトナム語原文：

http://www.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=26009

xxi. 食品安全法（法律第 55/2010/QH12）

和訳：

http://www.jetro.go.jp/jfile/country/vn/trade_05/pdfs/vietnam_syokuhinanzenhou.pdf

英訳：

http://www.foodregistration.com.vn/newslaw/Law-No.-552010QH12-on-food-safety.html?p=120&id=211

ベトナム語原文：

http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=25606

xxii.　機能性食品の製品管理に関する通達 No.08/2004/TT-BYT

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://luatvietnam.vn/VL/667/Thong-tu-082004TTBYT-cua-Bo-Y-te-ve-huong-dan-viec-quan-ly-cac-san-pham-thuc-pham-chuc-nang/3533EA28-33E2-4DE4-BB42-B34FCC743275/default.aspx

xxiii.　食品中に含まれるワクチンや化学物質の最大許容量に関する決定 No.46/2007/QD-BYT

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://vfa.gov.vn/van-ban-phap-luat/quyet-dinh-462007qd-byt-cua-bo-y-te-ve-viec-ban-hanh-quy-dinh-gioi-han-toi-da-o-nhiem-sinh-hoc-va-hoa-hoc-trong-thuc-pham-74.vfa

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

xxiv. プラスチックの食品包装に関する決定 No.3339/2001/QD-BYT

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://www.spsvietnam.gov.vn/Lists/Ti%20liu/Attachments/380/3339-2001-QD-BYT_VIE.doc.

xxv. 食品添加物の管理についての保健省通達 No.27/2012/TT-BYT

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://laocai.gov.vn/sites/sonnptnt/vanbanqppl/Trang/20130314142727.aspx

xxvi. 食品に含まれるワクチンや化学物質の最大許容量に関する決定 No.46/2007/QD-BYT（改正前）

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://csdl.thutuchanhchinh.vn/ho_so_vb/bo_y_te/b_byt_004248_vb_quyet_dinh_46_2007_qd_byt_ngay_19_12_2007_ve_viec_ban_hanh_quy_dinh_gioi_han_toi_da_o_nhiem_sinh_hoc_va_hoa_hoc_trong_thuc_pham

xxvii. 決定 No.46/2007/QD-BYT の改正通達 No.24/2013/TT-BYT

英訳：不見当

ベトナム語原文：

http://vfa.gov.vn/van-ban-phap-luat/thong-tu-so-242013tt-byt-ban-hanh-quy-dinh-muc-gioi-toi-da-du-luong-thuoc-thu-y-trong-thuc-pham-cua-bo-y-te-192.vfa

xxviii. 農業・農村開発省のオフィシャルレターNo.2408/BNN-TY 号

英訳：不見当

ベトナム語原文：http://chicucthuyhcm.org.vn/Luat/2408-BNN-TY.aspx

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

8. 問い合わせ先リスト

8-1. 関係官庁

保健省

住所：138A Giang Vo St., Ba Dinh Dist., Hanoi

Tel：(84-4)6273-2273, Fax：(84-4)3846-4051

Email：byt@moh.gov.vn

Website：http://www.moh.gov.vn

ホーチミン市保健局

住所：59 Nguyen Thi Minh Khai St., Dist 1, Ho Chi Minh City

Tel：(84-8)3930-9912, Fax：(84-8)3930-9088

Email：medinet@hochiminhcity.gov.vn

Website：http://www.medinet.hochiminhcity.gov.vn

ハノイ市食品安全衛生局(保健省)

住所：138A Giang Vo St., Ba Dinh Dist., Hanoi

Tel：(84-4)3846-4489, (84-4)3846-3702 ,Fax：(84-4)3846-3739

Email：vfa@vfa.gov.vn

Website：http://vfa.gov.vn/

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

ホーチミン市食品安全衛生管理部(局)

住所：59 Nguyen Thi Minh Khai St., Dist 1, Ho Chi Minh City

Tel：(84-8)3600-9323

Email: cc.atvstp@tphcm.gov.vn

Website: http://vfa.gov.vn/

商工省

住所：54 Hai Ba Trung St., Hoan Kiem Dist., Hanoi

Tel：(84-4)2220-2222,　Fax：(84-4)2220-2525

Email：bbt@moit.gov.vn

Website：http://www.moit.gov.vn

ホーチミン市商工局

住所：163 Hai Ba Trung St., Dist 3., Ho Chi Minh City

Tel：(84-8)3829-6322,　Fax：(84-8)3822-1778

Email：sct@tphcm.gov.vn

Website： http://www.congthuong.hochiminhcity.gov.vn/

計画投資省

住所：6B Hoang Dieu St., Ba Dinh Dist., Hanoi

Tel：(84-4)0804-3485,　Fax：(84-4)0804-4802

Email：banbientap@mpi.gov.vn

Website：http://www.mpi.gov.vn

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

農業農村開発省

住所：2 Ngoc Ha St., Ba Dinh Dist., Hanoi

Tel：(84-4)3734-1635, Fax：(84-4)3823-5618

Email：trangtin@mard.gov.vn

Website：http://www.agroviet.gov.vn

ベトナム税関総局

住所：123 Lo Duc St., Hai Ba Trung Dist., Hanoi

Tel：(84-4)3971-2310, Fax：(84-4)3971-2286

Website：http://www.gdt.gov.vn

ハノイ市税関局

住所：129 Nguyen Phong Sac St., Cau Giay Dist., Hanoi

Tel：(84-4)3791-0169, Fax：(84-4)3791-0163

Email：hqhanoi@customs.gov.vn

Website：http://www.hanoicustoms.gov.vn

ホーチミン市税関局

住所：2 Ham Nghi St., Dist 1, Ho Chi Minh City

Tel：(84-8)3829-1422, Fax：(84-8)3829-0912

Email：webmasterhcm@customs.gov.vn

Website：http://www.haiquan.hochiminhcity.gov.vn

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

8-2.　食品検査機関

ベトナム品質測量総局

住所：8 Hoang Quoc Viet St., Cau Giay Dist., Hanoi

Tel：(84-4)3756-2608,　Fax：(84-4)3836-1556

Email：tttt@tcvn.gov.vn

Website：http://www.tcvn.gov.vn/

ベトナム品質測量総局南部事務所

住所：64-66 Mac Dinh Chi St., Dist 1, Ho Chi Minh City

Tel：(84-8)6291-2186,　Fax：(84-8) 3829-7407

Email：qlclhh_mn@vnn.vn;ccqlclhhmn@tcvn.gov.vn

ハノイ市公共医療衛生院(保健省)

住所：138A Giang Vo St., Ba Dinh Dist., Hanoi

Tel：(84-4)6273-2273,　Fax：(84-4)3846-4051

ホーチミン市公共医療衛生院

住所：159 Hung Phu St., Dist 8, Ho Chi Minh City

Tel：(84-8)3855-9503,　Fax：(84-8) 3856-3164

Email: vienvsytcc@ihph.org.vn

Website：http://www.ihph.org.vn

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

8-3.　業界団体

ベトナム食糧協会

住所： 62 Nguyen Thi Thap St., Dist 7, Ho Chi Minh City

Tel：(84-8) 6298-3494, 6298-3495,　Fax：(84-8)6298-3490

Email：vietfood@hcm.vnn.vn

Website：http://www.vietfood.org.vn

ベトナム機能性食品協会

住所：14 Floor-Lo 25D,　Tran Thai Tong St.,　Cau Giay Dist., Hanoi

Tel：(84-4) 3795-6592,　Fax：(84-4) 3795 8157

Website：http://vads.org.vn

ベトナムビール・酒・飲料協会

住所：Room 1, 14 Floor, HAREC Building, 4A　Lang Ha St., Thanh Xuan Dist., Hanoi

Tel：(84-4)3821-8433,　Fax：(84-4)3821-8433

Email：　hiephoi@vba.com.vn

Website：http://www.vba.com.vn

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

ベトナムにおける 加工食品の輸入制度

2014年3月作成

作成者　日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課
〒107-6006　東京都港区赤坂1-12-32
Tel.　03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.